破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第３４号
宮城県石巻市水明南２丁目６番32号
破産者　菅股　洋一
1　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
2　一般調査期日　平成21年10月７日午前10時30分
平成21年７月30日
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第９０３号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地１棟1007号
破産者　白石　仁美
1　破産債権の届出期間　平成21年９月11日まで
2　一般調査期日　平成21年10月30日午後２時30分
平成21年８月４日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第７１号
千葉県流山市東初石４―190―13　レオパレスオークヒルズＢ104、住民票上の住所宮崎県日南市大字星倉167番地６
破産者　山下　豪隆
1　破産債権の届出期間　平成21年９月18日まで
2　一般調査期日　平成21年11月９日午後２時30分
平成21年８月３日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

債権者集会招集

平成１９年（フ）第６６３６号
大阪市西成区玉出中１―８―５シティホームズ帝塚山西204号伊藤雅俊方、開始決定時の住所大阪市港区弁天１丁目３番13―5007号
破産者　浮田　善徳
1　期日　平成21年９月14日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５５２号
愛知県岡崎市明大寺町字出口56番地
破産者　三葵株式会社
1　期日　平成21年11月２日午後２時45分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月４日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成１９年（フ）第６６３０号
大阪市中央区南船場４丁目６番22号
破産者　株式会社ライトアングル
1　期日　平成21年９月14日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８２７７号
大阪府富田林市宮甲田町１番48号、住民票上の住所大阪府富田林市かがり台21番１号
破産者　近藤　亮介
1　期日　平成21年９月18日午後２時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第１１２号
愛媛県大洲市成能字都合甲２番地の１
破産者　有限会社アマック
1　期日　平成21年10月16日午前10時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月４日　松山地方裁判所大洲支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１８８号
北海道登別市千歳町６丁目１番地95
破産者　被相続人亡石田洋一相続財産
異議申述期間　平成21年９月４日まで
平成21年８月４日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２０年（フ）第９２号
山口県光市浅江７丁目24番29号
破産者　有限会社バイショウ
異議申述期間　平成21年９月４日まで
平成21年８月３日　山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１１号
石川県珠洲市宝立町春日野１字114番地１
破産者　坂井　元男
異議申述期間　平成21年９月７日まで
平成21年８月４日　金沢地方裁判所輪島支部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第７号
群馬県富岡市富岡1259番地１
清算株式会社　株式会社ムサシ
代表清算人　岸　　政和
1　決定年月日　平成21年８月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所高崎支部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０６８号
東京都中央区京橋２丁目13番10号
清算株式会社　株式会社ｅＰｌａｔｚ
1　決定年月日　平成21年８月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第７号
東京都西東京市芝久保町４丁目26番３号
清算株式会社　ブルーミング・ガーデン住宅販売株式会社
代表清算人　武井　澄夫
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（ヒ）第９号
東京都八王子市大塚555番地
清算株式会社　株式会社一水園
代表清算人　黒田　泰光
1　決定年月日　平成21年７月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

更生計画案提出期間の伸長

平成２１年（ミ）第１３号
福島県会津若松市高久工業団地２号
更生会社　Ｓｐａｎｓｉｏｎ　Ｊａｐａｎ株式会社
主文　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期を平成22年２月24日と、更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間の終期を平成22年２月３日と、それぞれ変更する。
平成21年８月２日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２１年（再）第２０７号
埼玉県川口市幸町１丁目７番１―302号　川口パークタワー
再生債務者　榎本　康利
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区九段南４丁目７番16号　市ヶ谷ＫＴビルＩ７階　薄金・有住法律事務所　弁護士　有住　淑子
平成21年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２０８号
東京都江戸川区西葛西５丁目４番６号アールズコート304号室
再生債務者　株式会社ムーバー
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区赤坂１―12―32アーク森ビル29階　西村あさひ法律事務所　弁護士　大貫　裕仁
平成21年８月３日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２１年（再）第２０１号
神奈川県横浜市金沢区大川７番７―901号
再生債務者　山崎　秀隆
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成21年９月25日から平成21年10月２日まで
東京地方裁判所民事第20部